

耐震改修などをした住宅の
固定資産税を減額します

耐震改修をした住宅
(耐震改修特例)

令和8年3月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

●耐震改修工事で、1戸当たり50万円を超える費用が掛かった住宅

●昭和57年1月1日以前に建築された住宅

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

省エネ改修をした住宅
(省エネ改修特例)

令和8年3月31日までに一定

くらしの便利帳

広告掲載事業者募集中



くらしの便利帳 2022

官民協働作成「くらしの便利帳2024」を発行します(令和4年10月発行の改訂版)。

「くらしの便利帳」は、生活に関連した手続き・制度などの行政情報や市の歴史・観光などの地域情報、医療機関関係の情報など、くらしに役立つ情報が

納税などには便利な口座振替をご利用ください

の省エネ(熱損失防止)改修工

事等をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1(改修工事を行ったことにより、認定長期優良住宅に該当することとなった場合は、3分の2)を減額します。

▽対象

●省エネ改修工事で、補助金などを除く自己負担額が次のいずれかに当てはまる住宅

●窓(必須)、床、天井、壁の断熱改修に係る工事が50万円以上であり、太陽光発電設備、潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ式電気給湯器等の設置に係る工事費と合わせて60万円以上

●平成26年4月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※住宅床面積が50平方メートル以上2

80平方メートル以下

バリアフリー改修をした住宅
(バリアフリー改修特例)

令和8年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

●バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用が掛かった住宅

●新築された日から10年以上を経過した住宅(賃貸住宅を除く)

●次のいずれかの方が居住する既存の住宅

●65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)

●要介護認定が必要支援認定を受けている方

●障がいのある方

※併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上

※住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下

※新築住宅特例及び耐震改修特例を受けている年度は、適用を受けることができません(省エネ改修特例の適用は、同時に受けることができます)。

※適用は1回限り

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。

※申告に必要な書類などは、市のホームページをご覧ください。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

※窓口でも受付しますが、郵送提出にご協力ください。

▽提出期日 7月1日(月)まで

▽対象 児童育成手当受給者、一部の児童手当受給者

※児童手当は、令和4年度から、支給要件児童の戸籍や住民票が市内にない方などの一部の受給者を除き、現況届の提出が必要になりました。提出が必要なのは、市から提出を依頼します。

▽必要書類 現況届、その他の必要書類(該当する方)

▽提出方法 同封の返信用封筒に必要書類を入れ送付してください。

※受付日は、現況届が市役所に届いた日となります。

市公式Instagram「るのびと」をフォローしよう



市公式Instagram「るのびと」をフォローしよう

市の魅力をアピールし、「るのびと」(あきる野市のファン)を増やしていくことを目的に、市の公式Instagram「るのびと」を運用しています。写真や動画などで市の魅力を紹介していきますので、フォローをお願いします。

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 市長公室

市公式Instagram「るのびと」



「あきる野環境フェスティバル」運営委員募集



募できません。

▽活動 開催に向けた会議(主に夜間)と当日の運営

▽定員 5人以内

▽任期 委嘱の日から令和8年度環境フェスティバル開催後の初回会議まで

▽応募方法 6月20日(木)(必着)までに応募用紙に必要事項を記入の上、送付するか窓口にお持ちください。

※応募用紙は、環境政策課、生活環境課に配置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※選考結果などは公表しません。

▽応募・問合せ 環境政策課環境政策係(〒190-0106 五日市4-1-1、☎595-1110)

市有地を売却します

市が所有している土地をインターネットによる入札で売却します。

▽売却物件 表のとおり

▽参加方法等 インターネットオークション「KSI官公庁オークション」をご覧ください。

▽参加申込み期間 6月11日(火)午後2時まで

▽その他 詳しくは、KSI官公庁オークションか市ホームページをご覧ください。

KSI 官公庁オークションホームページ



地方税お支払いサイト



表

物件番号	1
所在地番	戸倉字上田357番1
地目	宅地
地積	305.38㎡
用途地域	指定のない区域(市街化調整区域)
建ぺい率	40%
容積率	80%
最低売却価格	3,150,000円